

業務説明資料

1 件名

神奈川水再生センター等緑地安全管理・計画保全業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所(詳細は別紙図面参照)

(1) 神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地
(2) 中部水再生センター	中区本牧十二天1番1号
(3) 南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地
(4) 金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地
(5) 保土ヶ谷ポンプ場	保土ヶ谷区天王町2丁目43番地
(6) 桜木ポンプ場	西区戸部本町51番1号
(7) 平沼ポンプ場	西区西平沼町5番70号
(8) 楠ポンプ場	西区楠町24番地
(9) 星川雨水調整池	保土ヶ谷区星川二丁目16番
(10) 西神奈川地下道ポンプ場	神奈川区西神奈川一丁目1番地の7
(11) 新浦島幹線排水ポンプ施設	神奈川区新浦島町1丁目1番地
(12) 磯子第二ポンプ場	磯子区磯子一丁目4番
(13) 万世ポンプ場	南区万世町2丁目29番地
(14) 根岸地下道ポンプ場	磯子区鳳町2番1号
(15) 磯子ポンプ場	磯子区磯子二丁目29番19号
(16) 金沢ポンプ場	金沢区海の公園8番地
(17) 六浦ポンプ場	金沢区六浦四丁目5番15号

4 業務目的

本業務は神奈川水再生センター他3か所の水再生センター(中部・南部・金沢)および、各水再生センター所管ポンプ場等の管理緑地の安全確保を旨とし、業務対象緑地の植生の状況や配慮事項を踏まえながら、複数年にわたって作業を継続的に実施するメリットを最大限生かし、計画的に安全かつ良好な管理緑地の維持管理を行うことを目的とします。

5 本業務の特徴・要求する事項

上記の業務目的を実現するにあたっての、本業務の考え方と本市が受託者に求める事項を以下に示します。本業務を行うためには、現場責任者だけでなく、作業員一人ひとりの高い技術力と、現場の状況に合わせた作業を行うための判断能力が求められます。以下の考え方を踏まえた業務実施体制・実施方法を検討し、業務目的である『安全

かつ良好な管理緑地の維持管理』をより効果的・効率的に実践できるよう提案してください。

(1)予防的な安全管理の実施

- ・委託対象の水再生センター及びポンプ場の管理緑地は民地や道路などに接することから、維持管理においては安全性の確保が最優先の事項となります。
- ・管理緑地としての安全性を確保するため、定期的な点検を管理緑地の外周全体と管理用通路や見学者導線において厳格に行ってください。点検内容は、横浜市ホームページのみどり環境局に掲載されている『公園緑地等維持業務共通仕様書「第13章 施設管理 第1節 巡視点検』』に準じることとしますが、より通路などの安全が確保されるような点検の実施方法について検討し、実践してください。(点検が実施しにくい箇所における専門機器・IT技術を活用した効率的な点検手法など、従来の維持管理業務と異なる視点での提案も積極的に行ってください。)
- ・近年多発している倒木・落枝事故を鑑み、通路などに影響が及ぶ範囲にある危険木については、確実に点検で発見できる体制と技術レベルが要求されています。合わせて、危険木処理が安全に、確実に行える技術と体制を確保の上、業務に臨んでください。
- ・点検の結果に基づき、枯枝剪定、枯木伐採といった日常の管理作業を迅速に行ってください。また、通路などの安全上のリスクを低減するため、過度に成長し倒木等の恐れのある樹木(過高木)の剪定・伐採(萌芽更新含む)を予防的かつ適切に行ってください。
- ・以上のとおり、対象地の課題を洗い出したうえで、外周点検の具体的方法、点検に基づく危険樹木の予防的管理方法について整理した管理緑地全体の安全管理計画を策定し、監督員の承認のうえ実行してください。本計画は、現地の状況の変化により随時更新することとします。

(2)複数管理緑地の包括的な管理

- ・本業務では、水再生センター(神奈川・中部・南部・金沢)および、各水再生センター所管ポンプ場等の管理緑地について、包括的な維持管理を行います。各管理緑地の状況や作業内容に応じて、優先度をつけて計画的に作業を行ってください。
- ・草刈りや清掃など、同時期に並行して複数か所での作業が求められることから、必要に応じて複数の班を編成して作業を行い、全体を統括して状況を把握する体制づくりを行ってください。なお、詳細は監督員と別途協議してください。
- ・事故や気象災害が発生、あるいは発生が予測される場合に、即時に状況を把握して監督員と密に連絡をとりながら応急措置を講じることのできる管理体制を構築してください。大雨や台風後には、複数管理緑地において被害が想定されることから、複数の班を編成して業務対象の管理緑地の被害状況の把握や簡単な応急対応を行っていただきます。平常時から、業務対象の管理緑地の状況を各班が把握してください。
- ・災害時に監督員から緊急出動の指示を受けたときは、1時間程度を目安に現場に到達し、監督員等に状況を連絡するとともに、対応について協議してください。

(3)複数年作業による効果的かつ順応的な管理の実施

- ・本業務は複数年による継続した維持管理作業を想定しています。このメリットを生かして効率的かつ効果的な作業工程を組んだうえで、作業を実施してください。なお、作業工程は現地の状況を踏まえて柔軟に修正し、運用してください。
- ・各対象地では、安全性の確保のほか管理緑地の特性に応じて、景観の形成、快適性の確保、生物多様性の保全等、管理緑地の多様な機能が発揮できるような管理を行ってください。
- ・各対象地の長期的視点(3年程度)での樹林地育成計画案を作成し、監督員と協議し合う上で作業を進めてください。
- ・管理緑地に手を入れることでその姿は刻々と変化していきます。作業の結果・効果を逐次検証し、必要に応じて当初の作業計画を修正しながら次の管理作業に繋げるといった順応的な管理を行ってください。

6 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安であり、必要に応じて、監督員と協議の上、作業内容及び作業数量の変更を行ってください。

(1) 神奈川水再生センター

ア 対象面積 103,330 m²

イ 種類 水再生センター

ウ 主な業務内容

- ・近隣施設(高速道路を含む)等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

・草刈:約 3,647 m²／回 4回／年 (つる性植物除去を含む)

・剪定:支障枝等を隨時

・巡視点検(定期):3回程度／年

・応急対応:隨時

・その他

オ 配慮事項

・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(2) 中部水再生センター

ア 対象面積 68,300 m²

イ 種類 水再生センター

ウ 主な業務内容

- ・近隣施設等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

・草刈:約 3,991 + 4,547 m²／回 4回／年 (部分的に2回／年)

・剪定:支障枝等を隨時

・巡視点検(定期):3回程度／年

・応急対応: 隨時

・その他

オ 配慮事項

・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(3) 南部水再生センター

ア 対象面積 71,680 m²

イ 種類 水再生センター(要員宿舎含む)

ウ 主な業務内容

・近隣施設等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

・草刈: 約 1,504 + 2,824 m² / 回 3回 / 年 (部分的に1~2回 / 年)

・剪定: 支障枝等を隨時

・巡視点検(定期): 3回程度 / 年

・応急対応: 隨時

・その他

オ 配慮事項

・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(4) 金沢水再生センター

ア 対象面積 129,440 m²

イ 種類 水再生センター

ウ 主な業務内容

・近隣施設等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

・草刈: 約 2,107 + 7,188 m² / 回 3回 / 年 (部分的に1~2回 / 年)

(つる性植物除去を含む)

・剪定: 支障枝等を隨時

・巡視点検(定期): 3回程度 / 年

・応急対応: 隨時

・その他

オ 配慮事項

・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(5) 保土ヶ谷ポンプ場

ア 対象面積 15,000 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 2,258 m²／回 4回／年 (つる性植物除去を含む)
- ・剪定:支障枝等を隨時
- ・巡視点検(定期):3回程度／年
- ・応急対応:隨時
- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(6) 桜木ポンプ場

ア 対象面積 3,160 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 76 m²／回 4回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(7) 平沼ポンプ場

ア 対象面積 7,441 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 226 m²／回 4回／年 (つる性植物除去を含む)

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(8) 楠ポンプ場

ア 対象面積 894 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 201 m²／回 4回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(9) 星川雨水調整池

ア 対象面積 1,170 m²

イ 種類 雨水調整池

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 158 m²／回 3回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・場内の雑草が近接する住宅へ影響しないよう適時草刈を行う。

(10) 西神奈川地下道ポンプ場

ア 対象面積 108 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 22 m²／回 3回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

- ・作業車両の停車については、近隣のコインパーキング等を使用し、路上駐車しての作業はしないこと。

(11) 新浦島幹線排水ポンプ施設

ア 対象面積 1,339 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 64 m²／回 2回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(12) 磯子第二ポンプ場

ア 対象面積 31,540 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 1,827 m²／回 3回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(13) 万世ポンプ場

ア 対象面積 3,000 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 433 m²／回 3回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(14) 根岸地下道ポンプ場

ア 対象面積 1,533 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 204 m²／回 1回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・作業を行う際は、事前に ENEOS 株式会社根岸製油所総務グループに連絡すること。

(15) 磯子ポンプ場

ア 対象面積 4,960 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 30 m²／回 3回／年

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応:隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(16) 金沢ポンプ場

ア 対象面積 14,710 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈:約 2,792 + 2,769 m²／回 4回／年(部分的に3回／年)

- ・剪定:支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期):3回程度／年

- ・応急対応: 隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

(17) 六浦ポンプ場

ア 対象面積 3000 m²

イ 種類 ポンプ場

ウ 主な業務内容

- ・近隣住宅等への安全管理に配慮した管理緑地の管理

エ 数量関係

- ・草刈: 約 193 + 1,037 m² / 回 4回 / 年 (部分的に2回 / 年)

- ・剪定: 支障枝等を隨時

- ・巡視点検(定期): 3回程度 / 年

- ・応急対応: 隨時

- ・その他

オ 配慮事項

- ・草刈りの1回目は、6月の一斉点検前に1回行う。

7 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、横浜市ホームページのみどり環境局に掲載されている『公園緑地等維持業務共通仕様書』、『カラスの巣除去作業特記仕様書』及び『ハチの巣除去作業特記仕様書』や横浜市が契約後に示す『委託仕様書(緑地管理)』『剪定枝等の廃棄物の処理に関する特記仕様書(水再生センター・ポンプ場等用)』に準じて行い、監督員と密な協議を行いながら進めてください。
- (2) 本業務の対象地の施設管理者は『神奈川水再生センター・中部水再生センター・南部水再生センター・金沢水再生センター』です。
- (3) 本業務の履行にあたっては施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。
また道路を占有して作業を行う場合には、各所管の交通管理者(警察署)等に必要な手続きをとり、業務を履行してください。
- (4) 設計図書(仕様書類、業務説明資料)及び受託者が提出する本業務の提案資料に記載のない事項は、監督員と受託者が双方に協議して決定します。
- (5) 本業務は年度ごとに契約し、最長で3年間継続します。ただし、業務の進捗・評価により2年目、3年目の契約を締結しない場合があります。
- (6) 本業務を進めるにあたって、安全性や管理緑地の質の向上、それにかかる費用など、メリットデメリットに関する効果検証を年に1回程度行いながら進めてください。詳細な効果検証の進め方は、監督員と調整してください。

8 成果品

(1) 本業務完了時の提出資料として、次に示す報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書等に準じて、履行期限までに納入して下さい。

- ・長期的視点(3年程度)でみた管理緑地の育成計画案の資料
- ・現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
- ・巡視点検報告書
- ・効果検証に関するとりまとめ
- ・研修等の記録
- ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理業務において提出すべき資料

・その他監督員との協議により必要と求めたもの。

(2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。

(3) 成果品の納入先は各水再生センター(神奈川・中部・南部・金沢)とします。

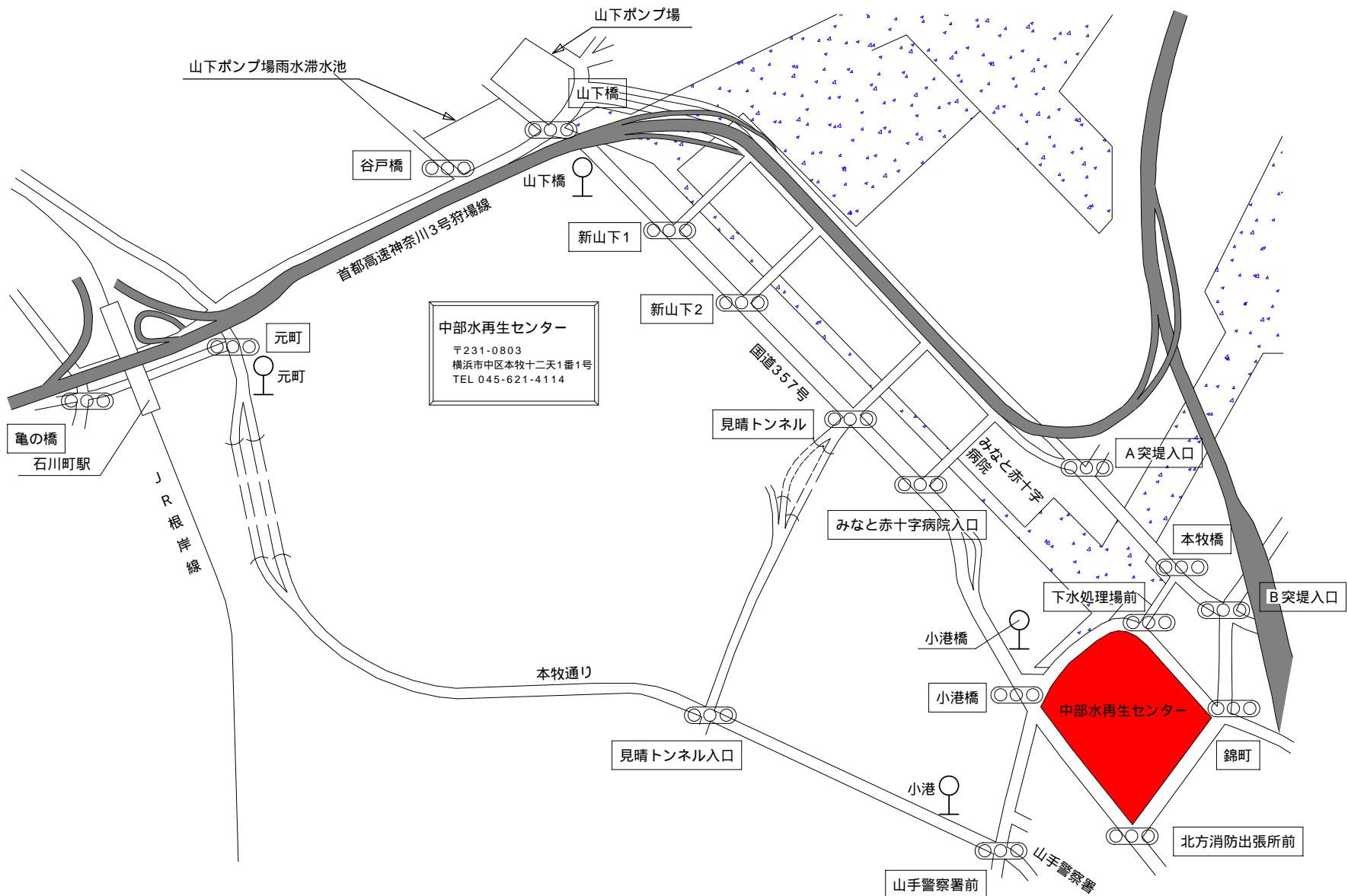
(4) 体裁・部数

- ・紙(ファイル綴じ):1部
- ・電子データ(CD-RまたはDVD-R):1部
- ・その他詳細は監督員との協議による。



横浜市下水道河川局
神奈川水再生センター

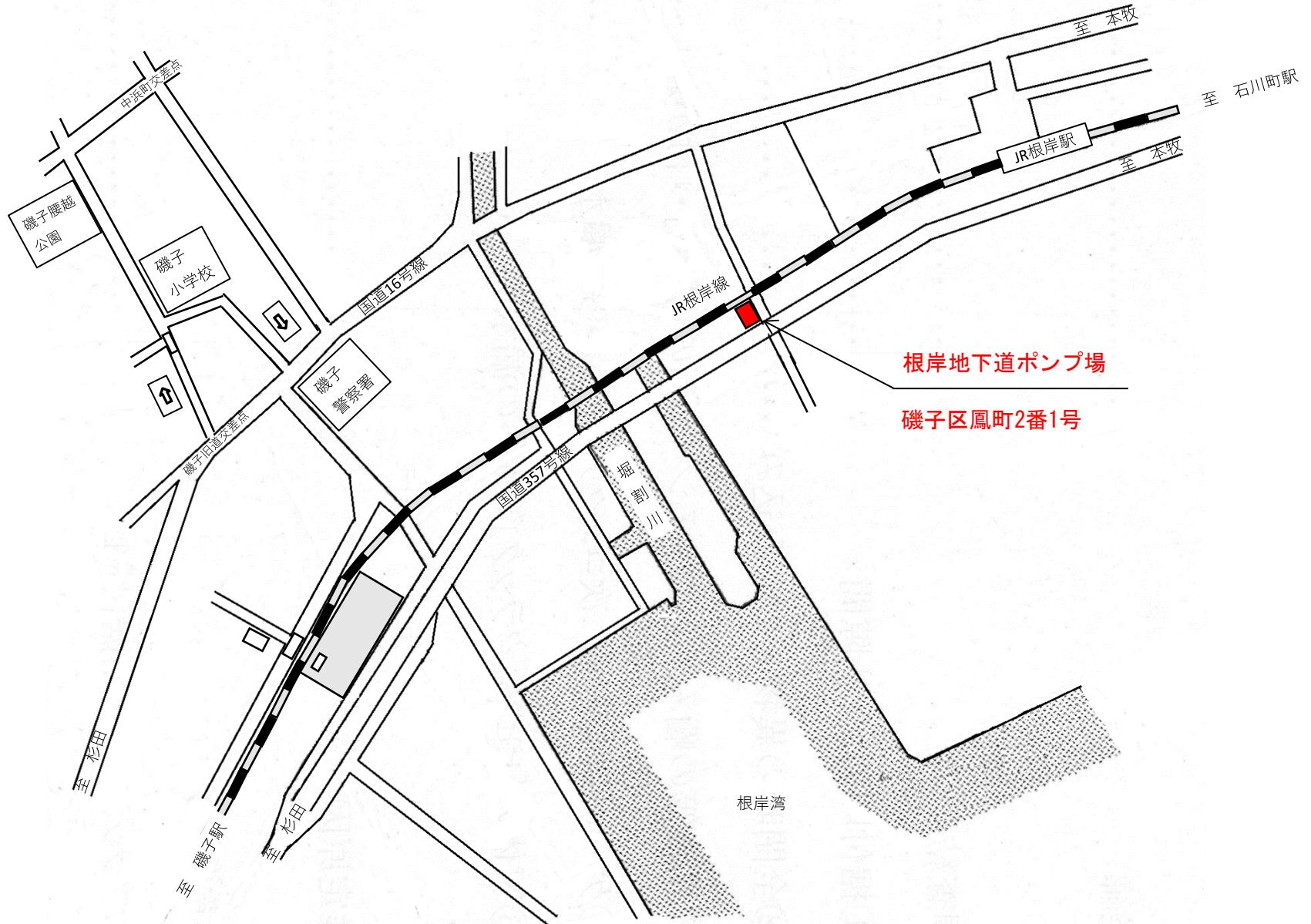
案内図



中部水再生センター案内図

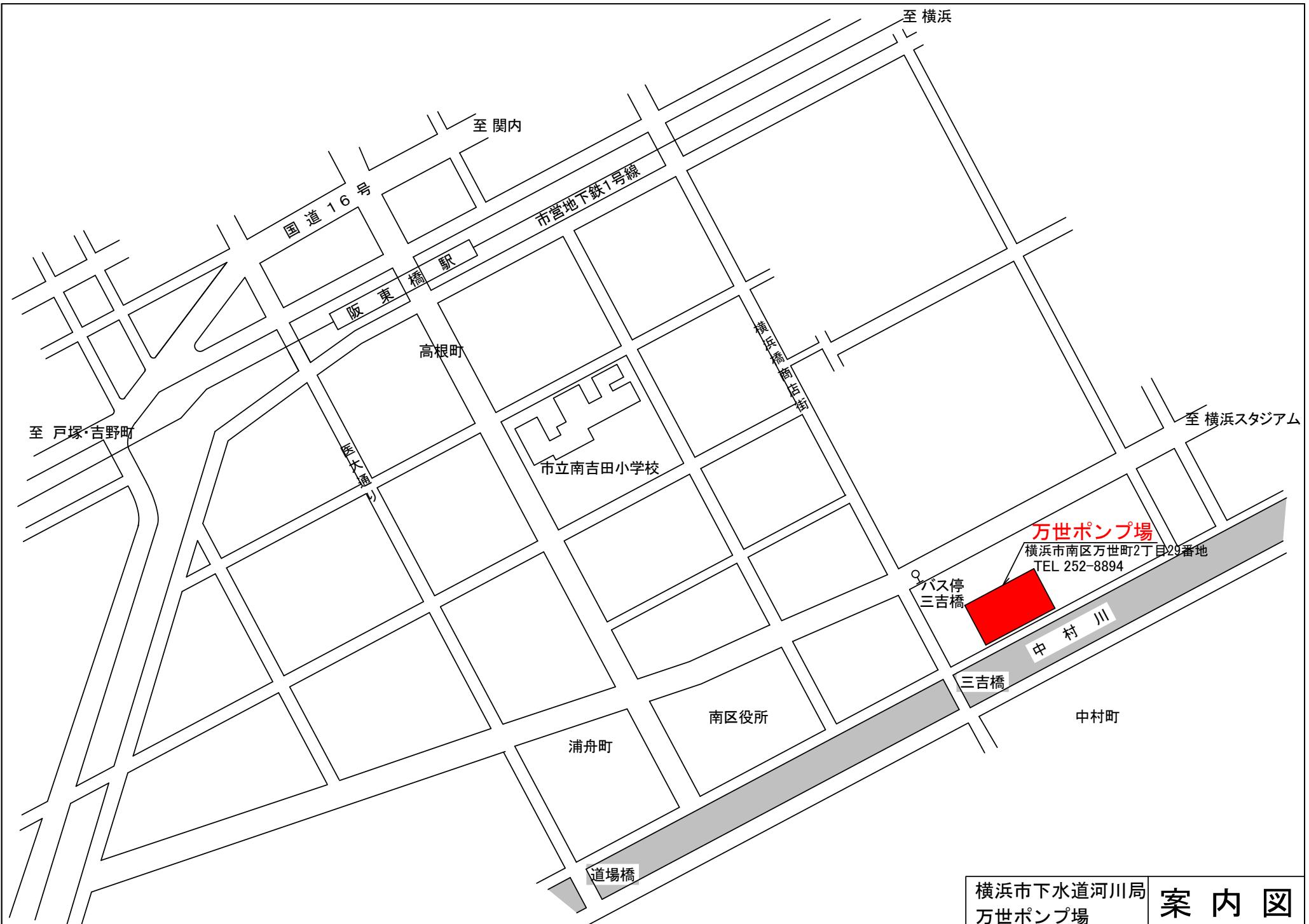
横浜市下水道河川局中部水再生センター

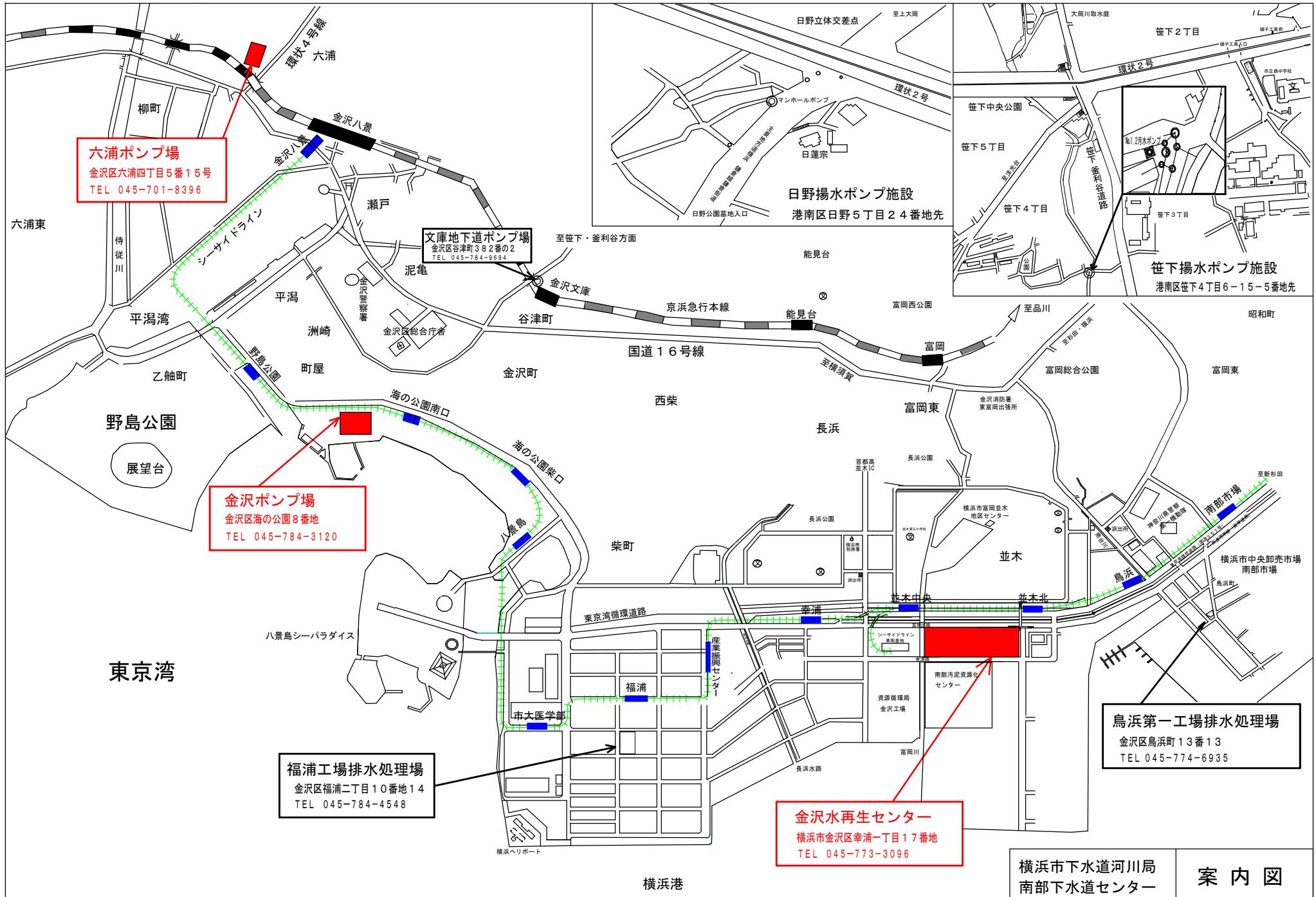


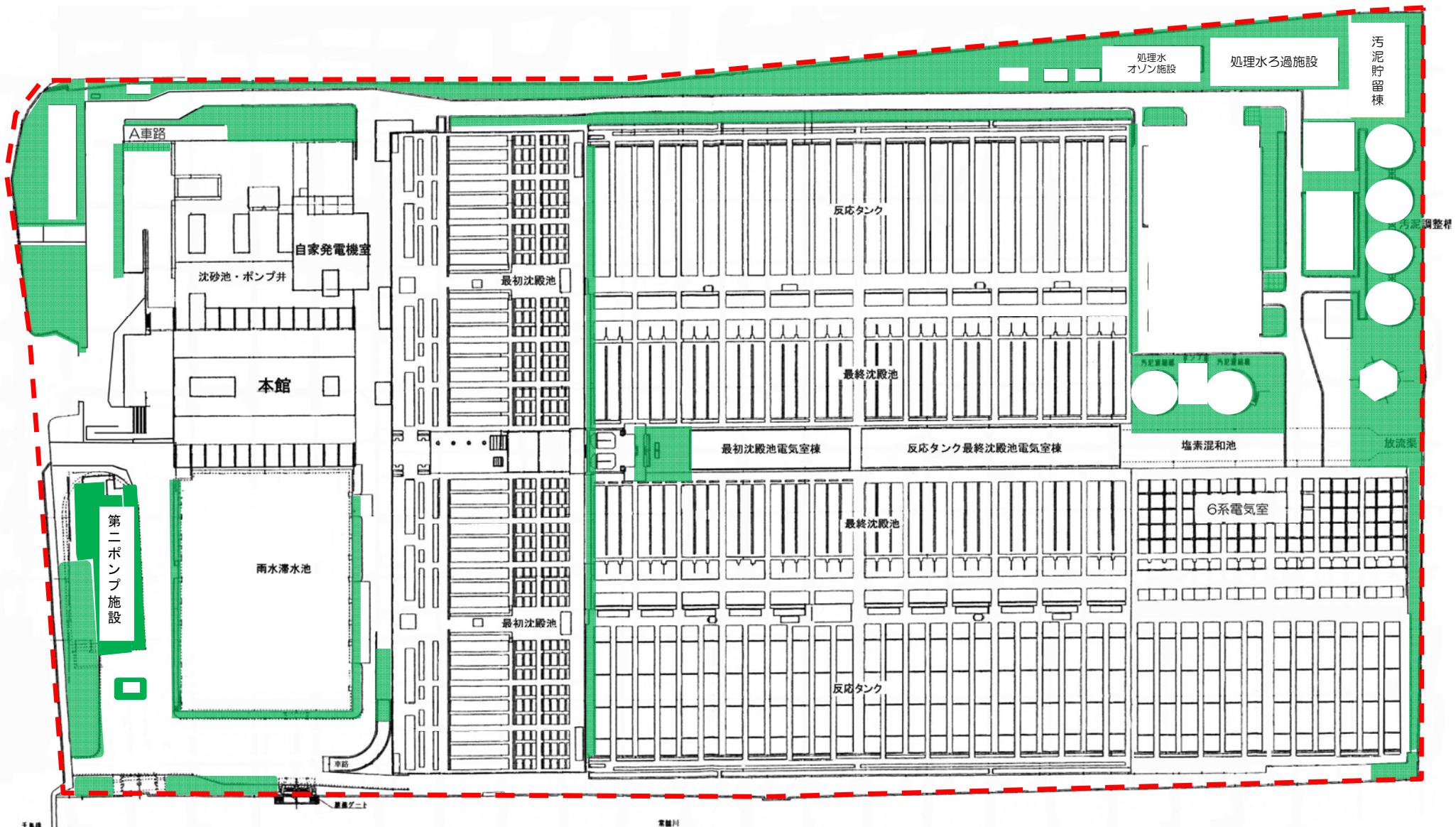


横浜市下水道河川局 根岸地下道ポンプ施設

案 内 図







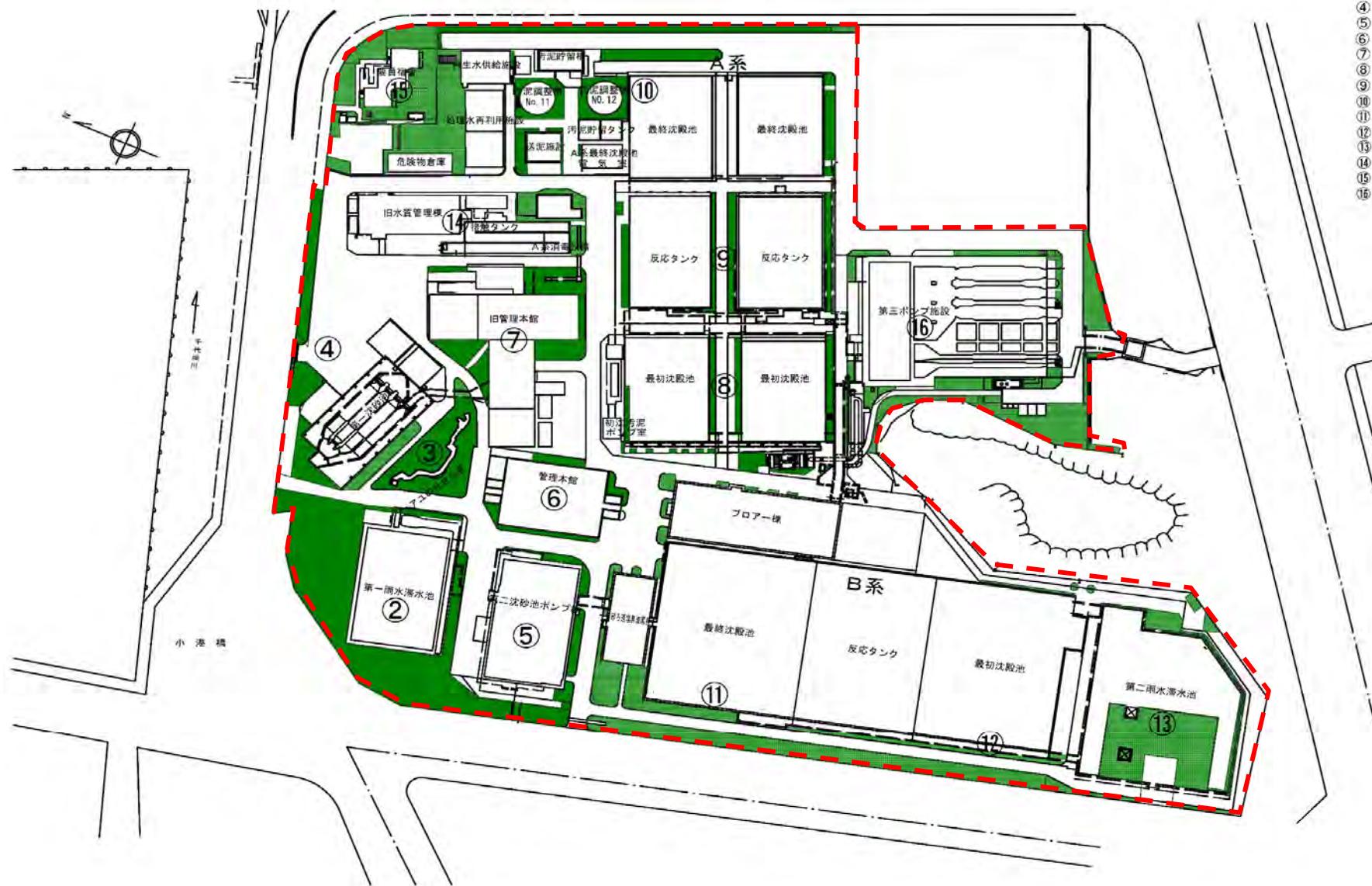
緑地範囲



敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	神奈川水再生センター平面図	図番 1/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター(令和8年度)		

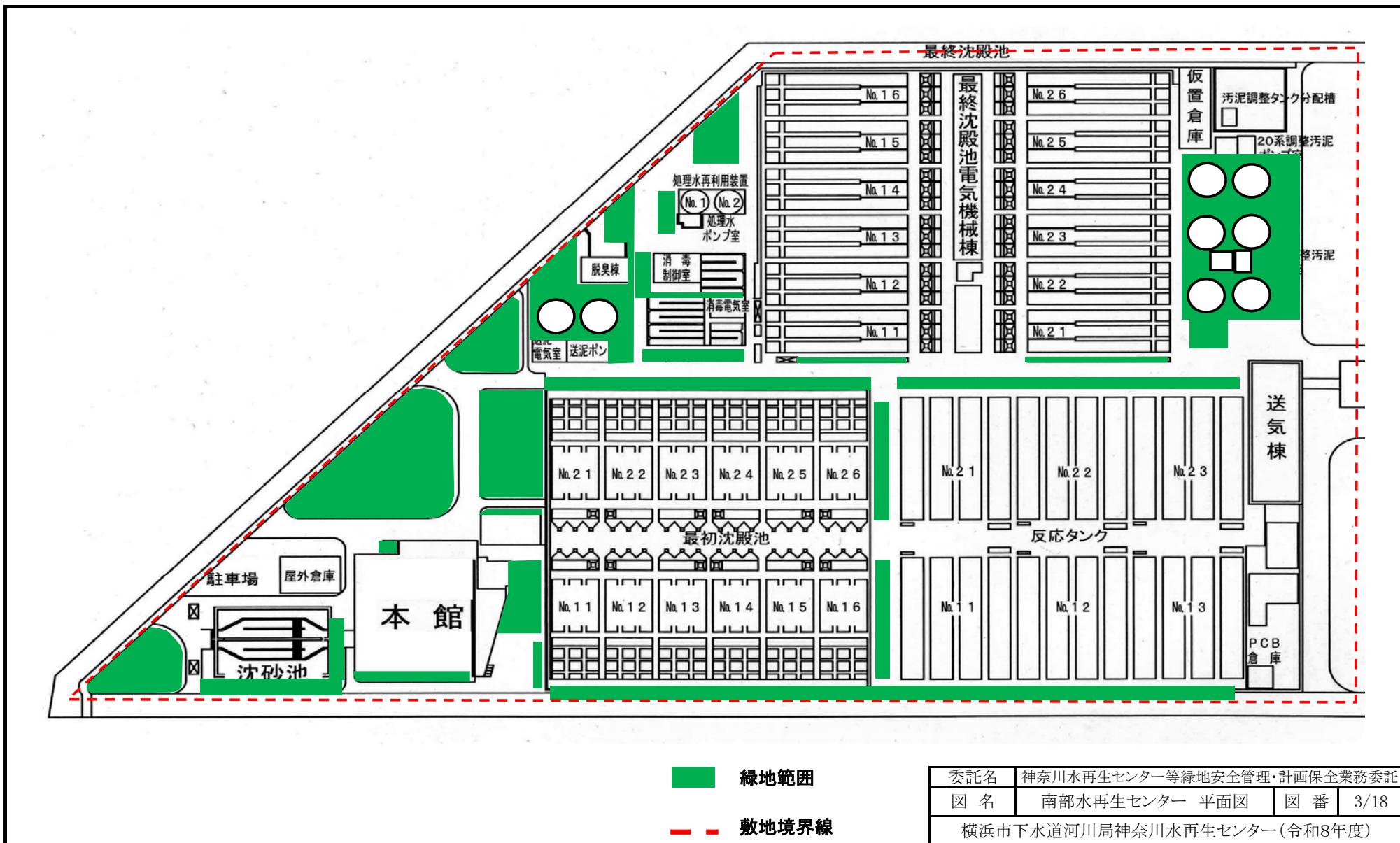
中部水再生センター 一般平面図

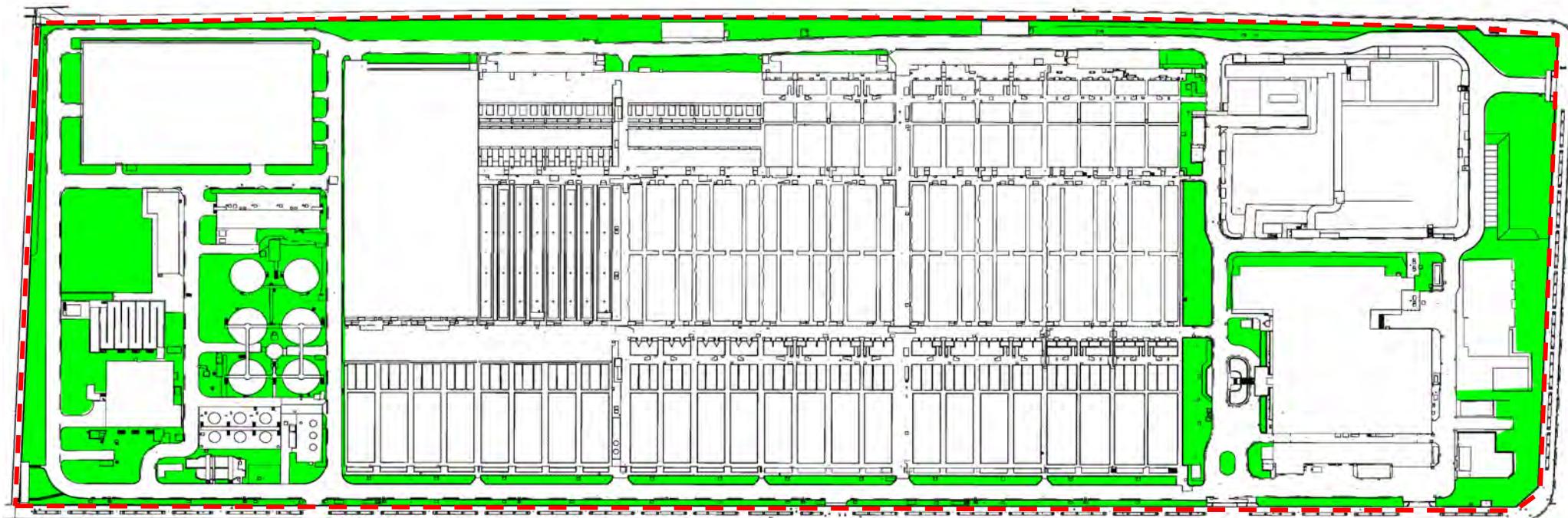


緑地範囲

敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託		
図名	中部水再生センター平面図	図番	2/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター(令和8年度)			



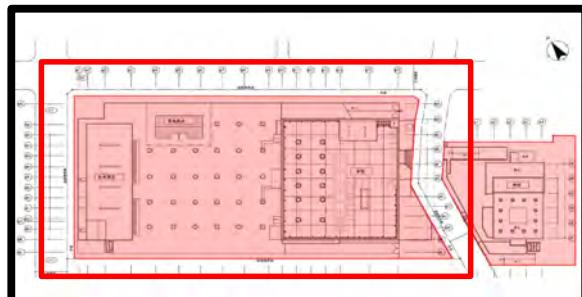
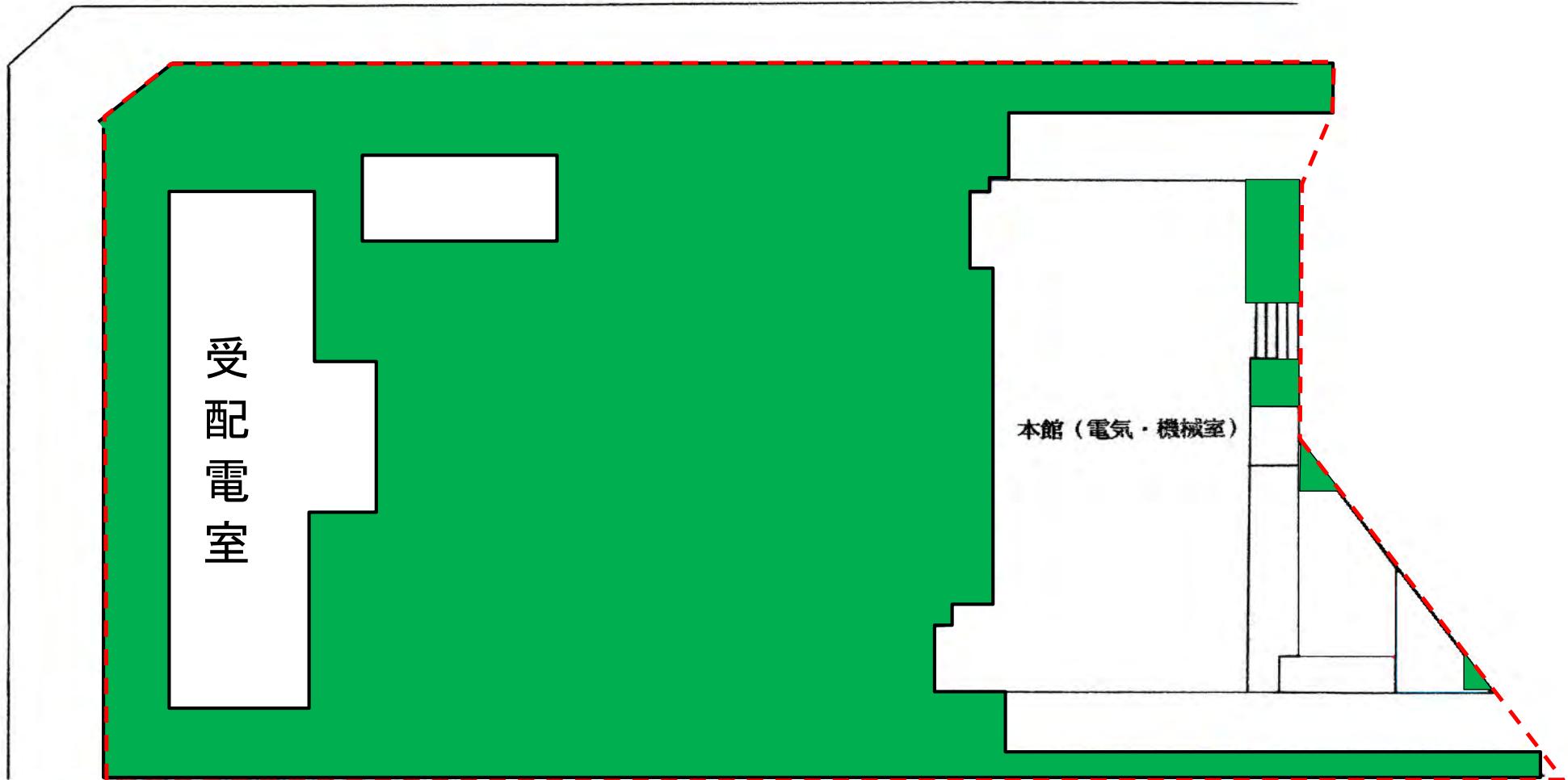


緑地範囲



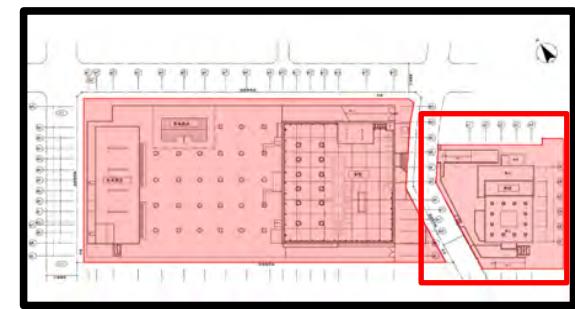
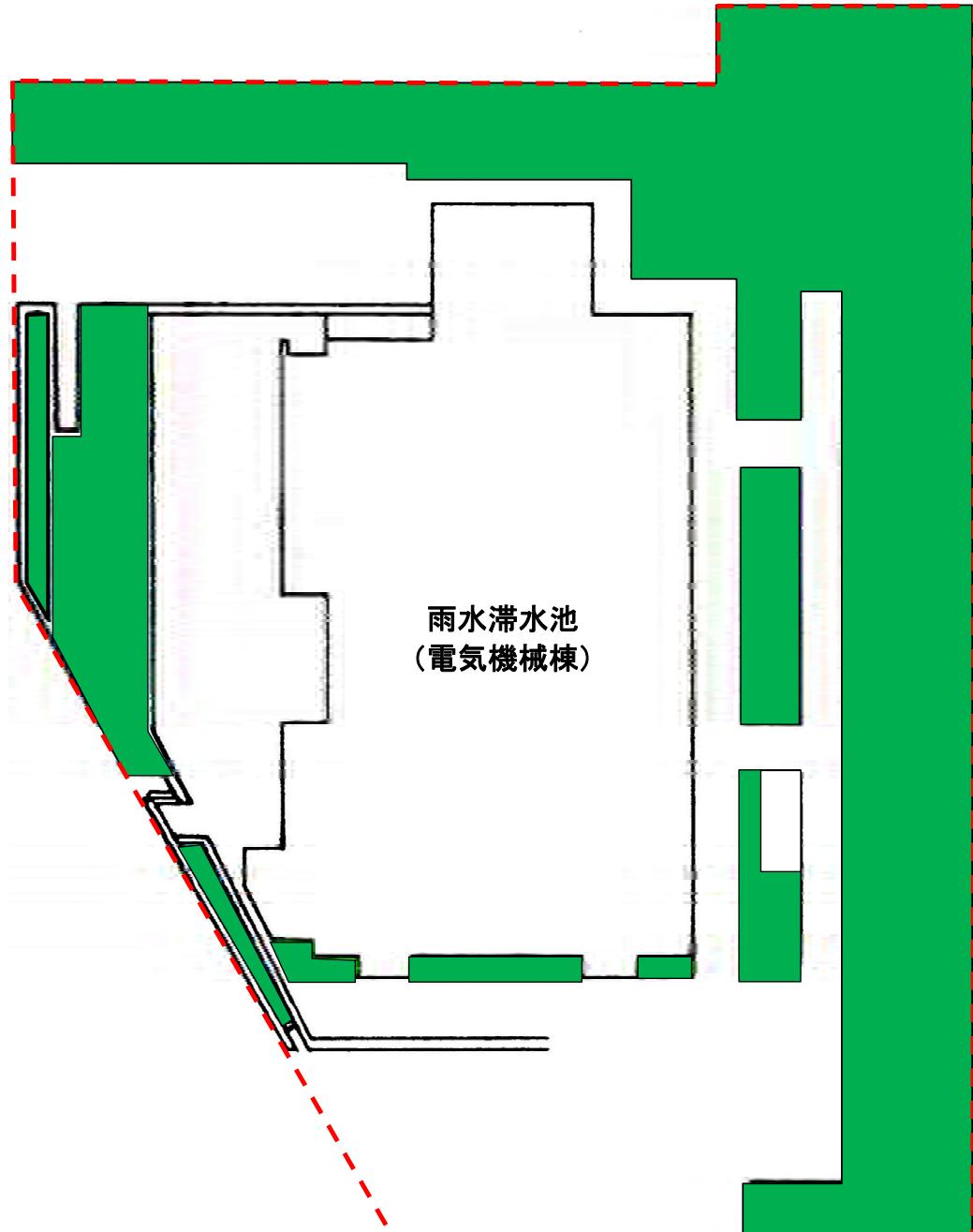
敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	金沢水再生センター平面図	図番 4/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター(令和8年度)		



縮小図面

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	保土ヶ谷ポンプ場(本館・受配電室)平面図	図番 15/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)		

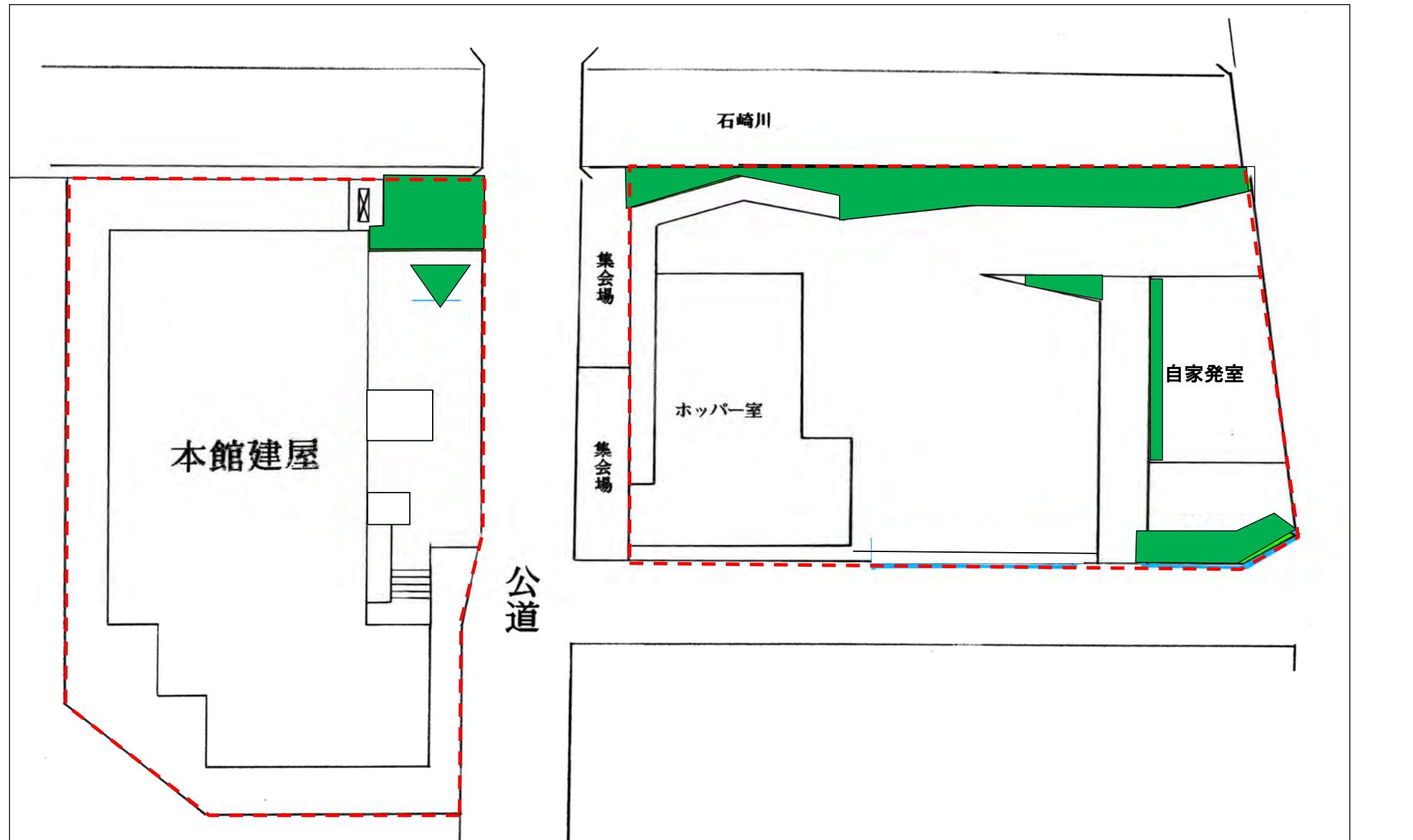


縮小図面

■ 緑地範囲

--- 敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託		
図名	保土ヶ谷ポンプ場（雨水滞水池）平面図	図番	6/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター（令和8年度）			

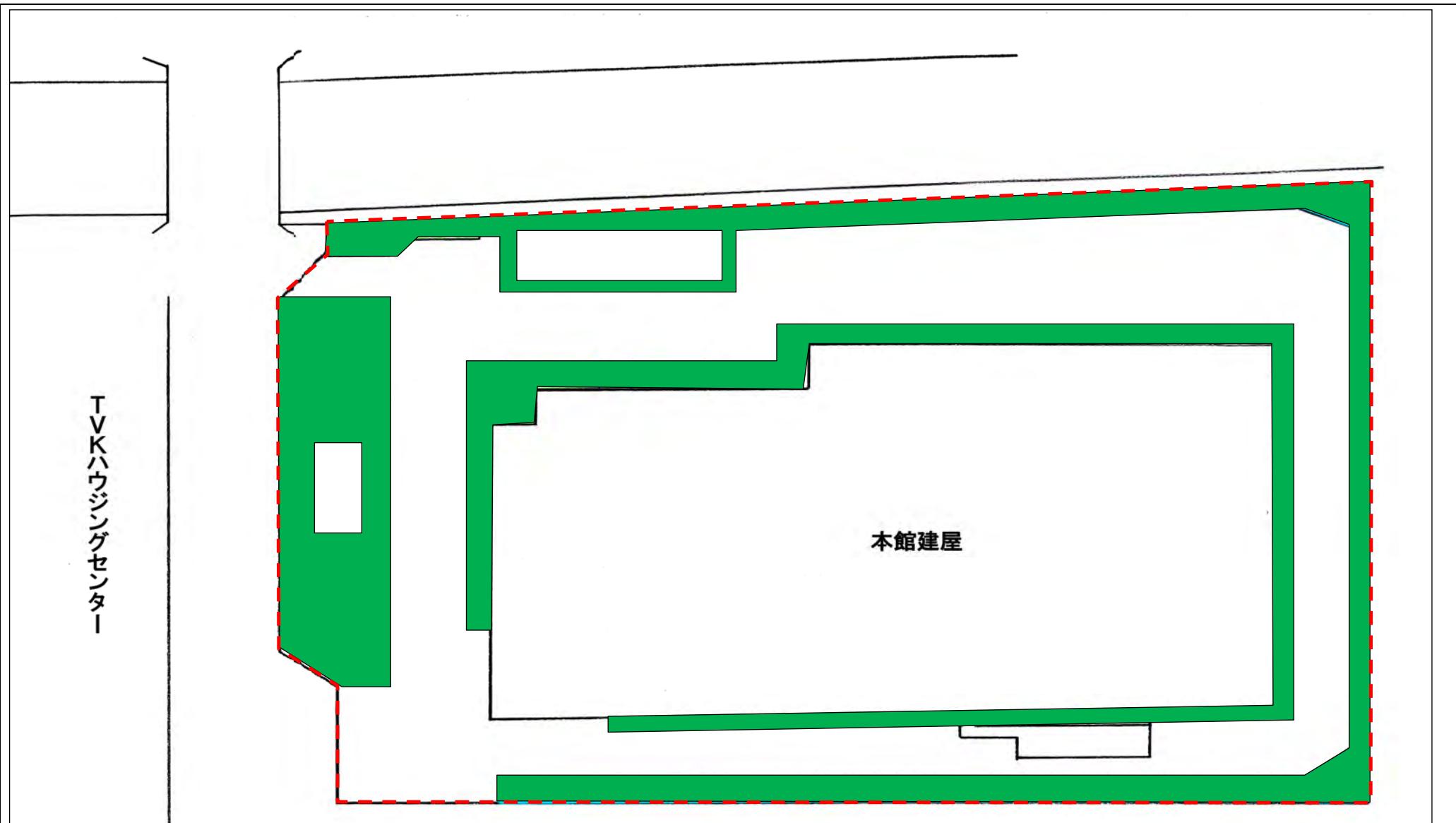


緑地範囲



敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	桜木ポンプ場平面図	図番 7/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)		

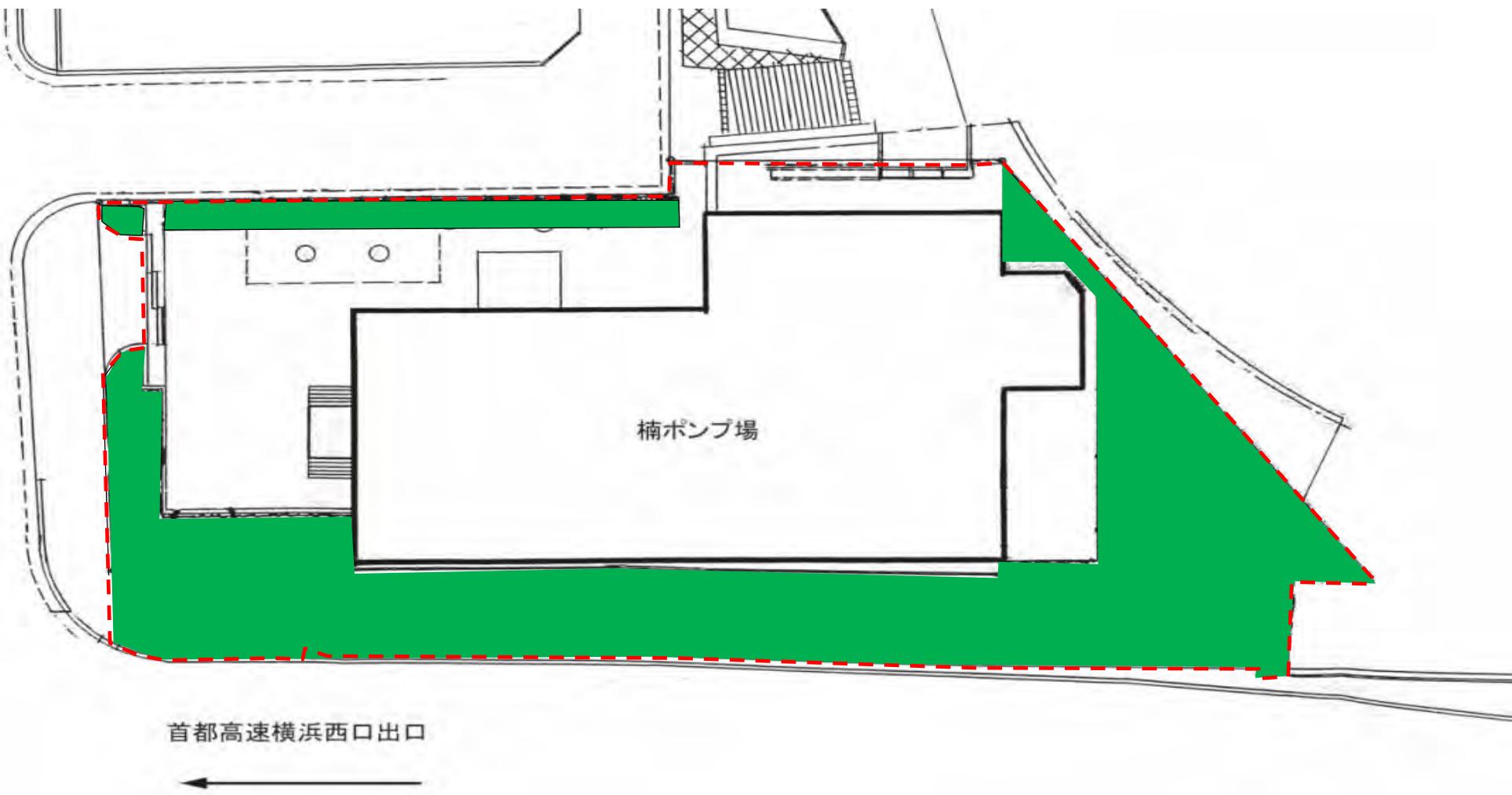


緑地範囲



敷地境界線

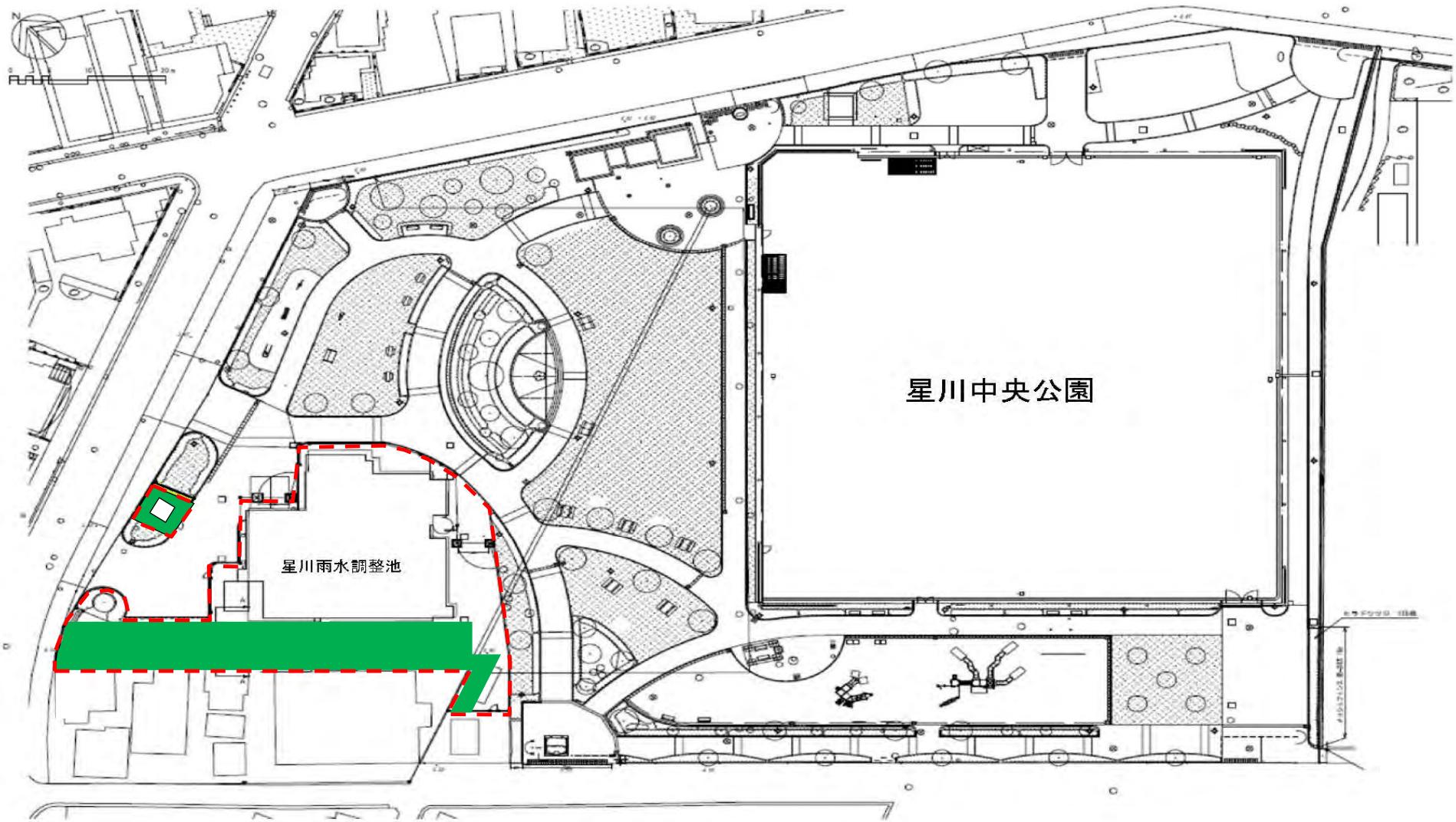
件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	平沼ポンプ場平面図	図番 8/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)		



■ 緑地範囲

--- 敷地境界線

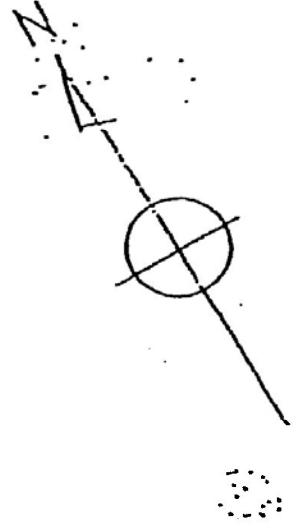
件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託
図名	楠ポンプ場平面図
図番 9/18 横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)	



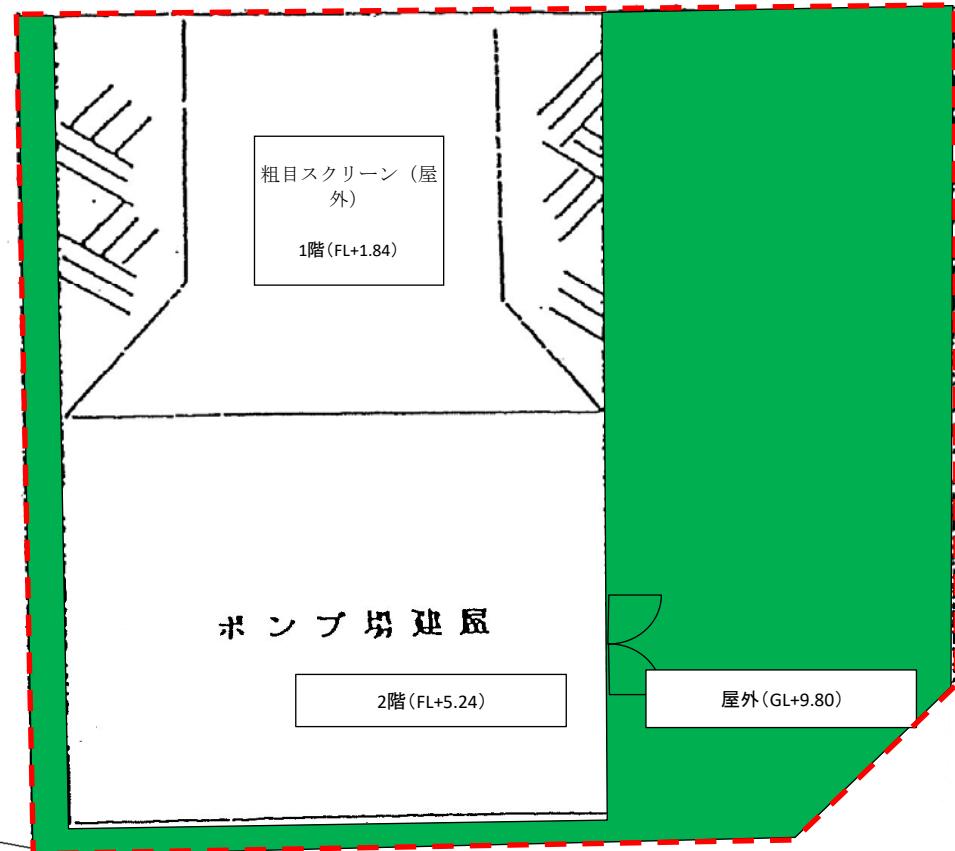
緑地範囲

敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託
図名	星川雨水調整池平面図 図番 10/18 横浜市下水道河川局神奈川水再生センター（令和8年度）



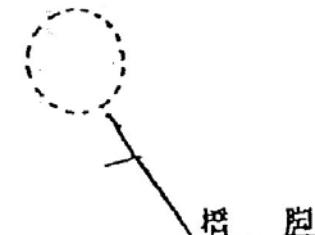
主 輪 場



ポンプ場建屋

2階 (FL+5.24)

屋外 (GL+9.80)

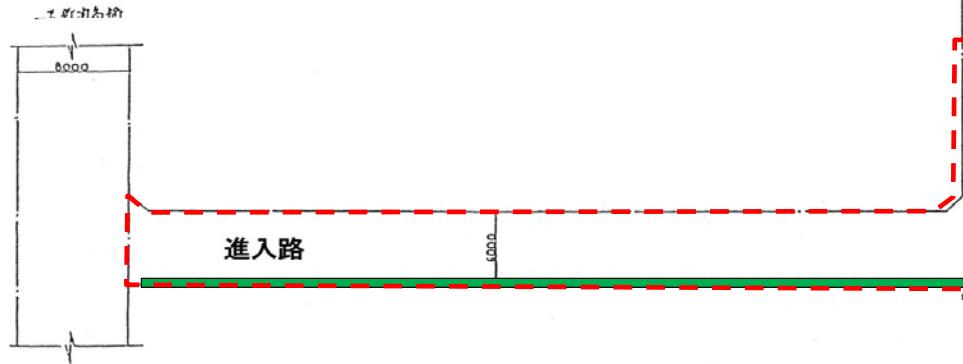


■ 緑地範囲

--- 敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託		
図名	西神奈川地下道ポンプ場平面図 図番 11/18		

横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)



新浦島幹線排水ポンプ施設平面図

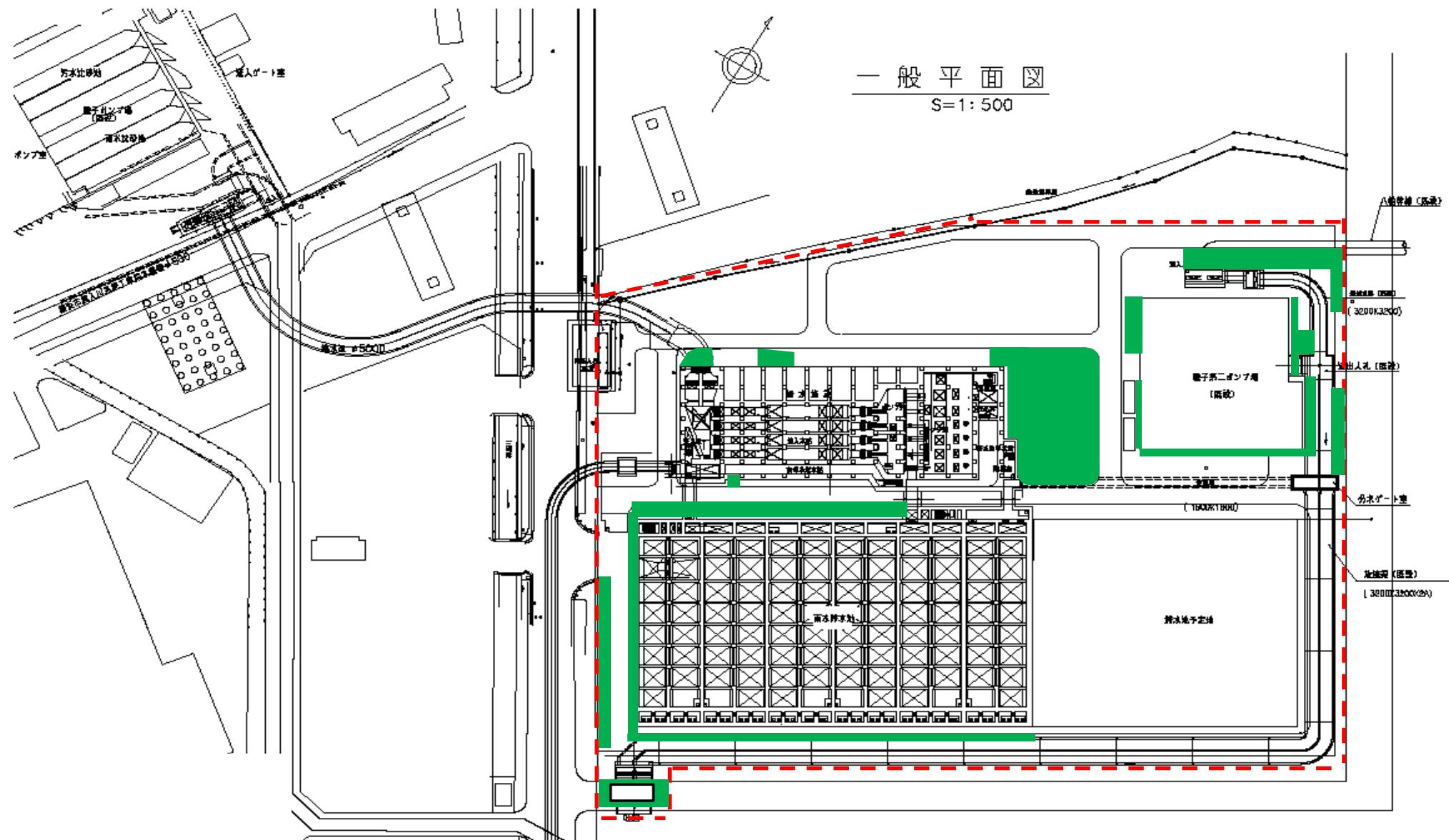
■ 緑地範囲

--- 敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託
図名	新浦島幹線排水ポンプ施設平面図 図番 12/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター（令和8年度）	

一般平面圖

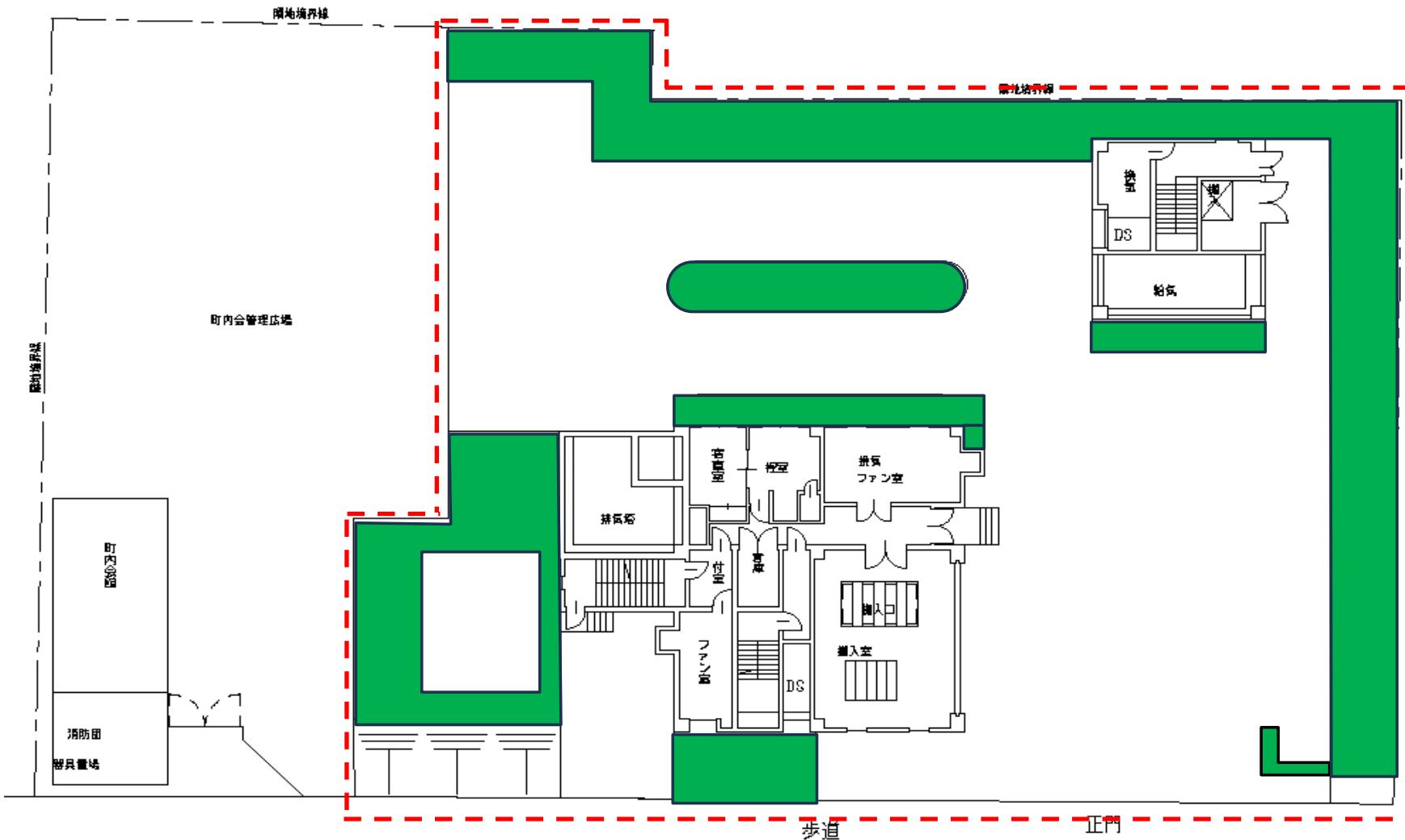
S=1: 500



緑地範囲

——敷地境界線

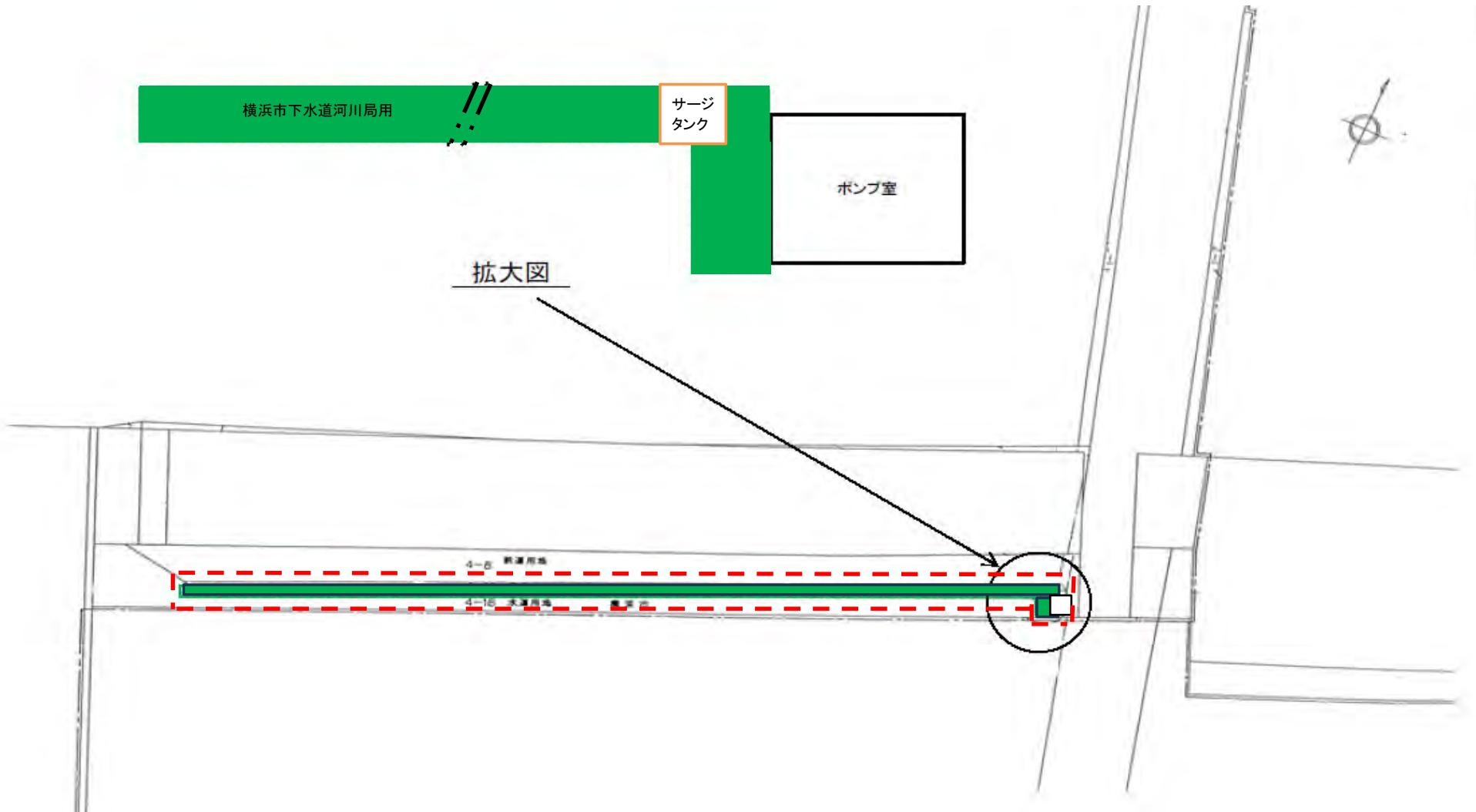
件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託		
図名	磯子第二ポンプ場平面図	図番	13/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)			



緑地範囲

敷地範囲

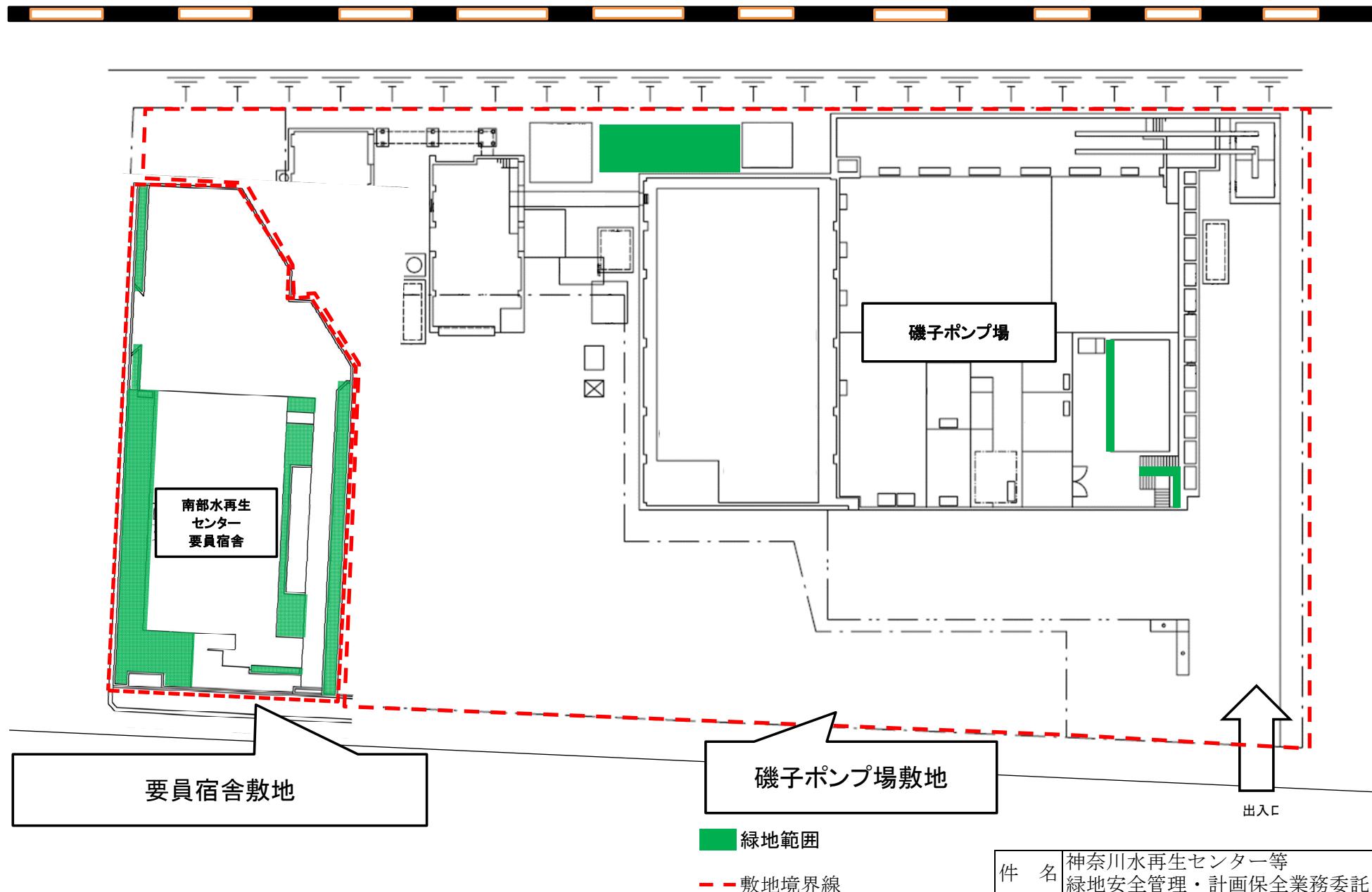
件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	万世ポンプ場平面図	図番 14/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)		



緑地範囲

敷地境界線

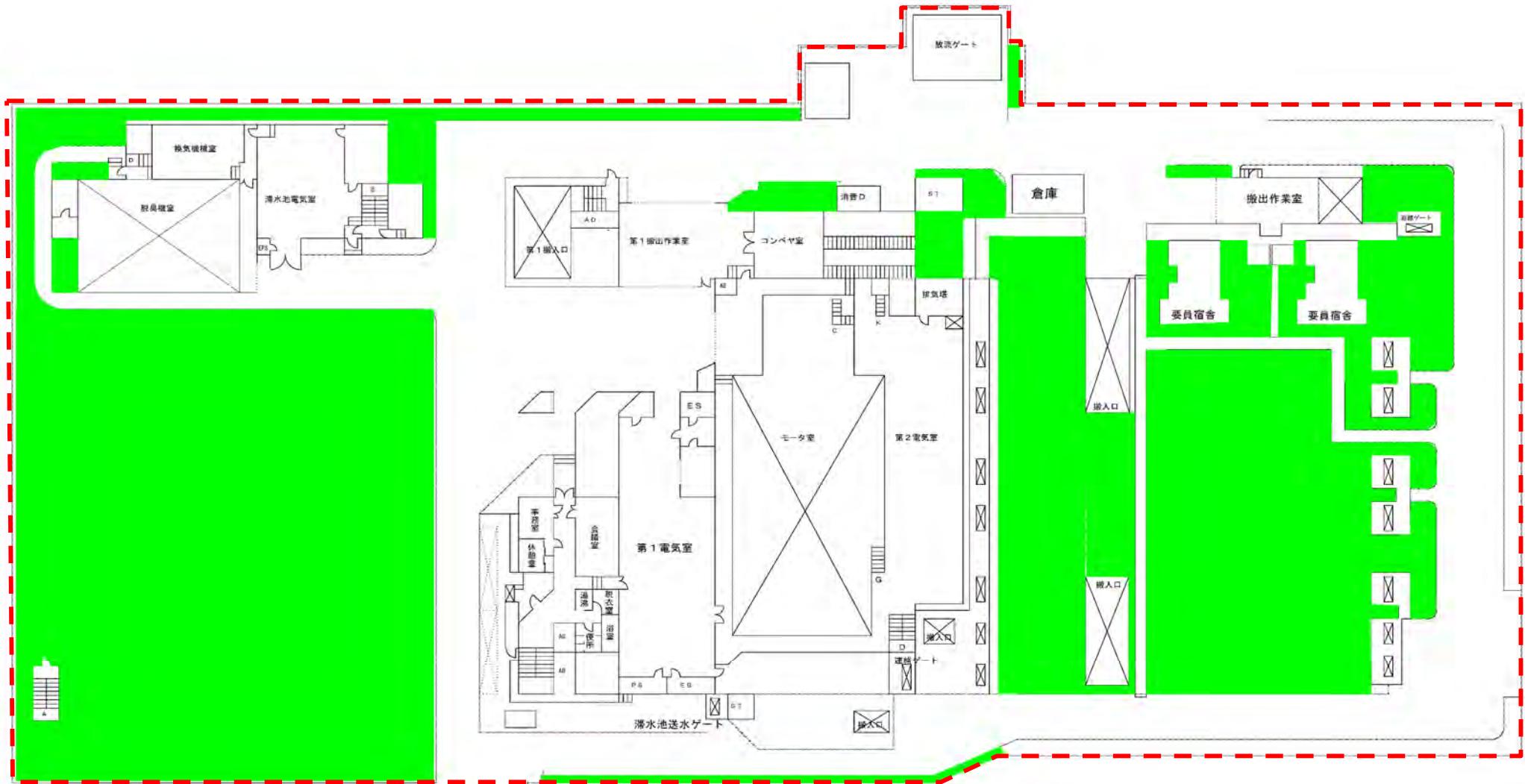
件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託
図名	根岸地下道ポンプ場平面図 図番 15/18 横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)



緑地範囲

- 敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託	
図名	磯子ポンプ場平面図	図番 16/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター (令和8年度)		



綠地範圍

— — — 敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託		
図名	金沢ポンプ場平面図	図番	17/18
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター(令和8年度)			



■ 緑地範囲
- - - 敷地境界線

件名	神奈川水再生センター等 緑地安全管理・計画保全業務委託
図名	六浦ポンプ場平面図
図番	18/18